

平成23年白老町議会決算審査特別委員会会議録(第3号)

平成23年 9月22日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時57分

出席委員(13名)

委員長 及川 保 君	副委員長 近 藤 守 君
委員 前田 博之 君	委員 西田 祐子 君
委員 山本 浩平 君	委員 本間 広朗 君
委員 玉井 昭一 君	委員 斎藤 征信 君
委員 土屋 かつよ 君	委員 松田 謙吾 君
委員 熊谷 雅史 君	委員 氏家 裕治 君
委員 吉田 和子 君	議長 堀 部 登志雄 君

欠席委員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	目 時 廣 行 君
教 育 長	白 崎 浩 司 君
総務財政部長	山 口 和 雄 君
総 務 課 長	岡 村 幸 男 君
財政税務課長	大 黒 克 己 君
収納対策室長	小 関 雄 司 君
産業経済課参事	高 橋 裕 明 君
企業誘致室主査	工 藤 智 寿 君
企業誘致室主査	藤 澤 文 一 君
生活福祉部長	辻 昌 秀 君
町 民 課 長	南 光 男 君
町 民 課 主 幹	小 林 繁 樹 君
町 民 課 主 査	山 本 康 正 君
生活環境課長	本 間 勝 治 君
健康福祉課参事	長 澤 敏 博 君
健康福祉課主幹	田 尻 康 子 君
健康福祉課主幹	寺 島 洋 一 郎 君
都市整備部長	岩 城 達 己 君

港 湾 室 長	赤 城 雅 也 君
上 下 水 道 課 長	須 田 健 一 君
上 下 水 道 課 主 幹	佐 藤 聰 君
上 下 水 道 課 主 幹	杉 本 道 彦 君
上 下 水 道 課 主 幹	斎 藤 誠 一 君
会 計 課 長 ・ 会 計 管 理 者	岩 崎 勉 君
教 育 部 長	渡 辺 裕 美 君
教 育 課 長	田 中 春 光 君
教 育 課 学 校 給 食 セ ン タ ー 長	庄 司 淳 君
病 院 事 務 長	丸 山 伸 也 君
病 院 事 務 次 長	野 宮 淳 史 君
介 護 老 人 保 健 施 設 主 任	木 村 英 敏 君
消 防 長	前 田 登 志 和 君
監 査 委 員	岡 英 一 君
監 査 委 員	大 淵 紀 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	千 石 講 平 君
参 事	熊 倉 博 幸 君

開議の宣告

委員長（及川 保君） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。
これから本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

認定第 1 号 平成 22 年度白老町各会計歳入歳出決算認定 について

委員長（及川 保君） 本日は特別会計及び企業会計の決算審査を行います。

国民健康保険事業特別会計全般について。特別会計の 149 ページから 153 ページまで。決算書の 188 ページから 205 ページまでございます。質疑を受けたいと思います。

9 番、斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） 9 番、斎藤でございます。149 ページの国保について伺います。まず 1 点目なのですが、国保安定化計画というのがございましたよね。現在もその計画にのって運用されていると思うのですが、表を見ていますと収納額も収納率もどんどん増加していると。不納欠損額も相当に大きいと思うのです。この計画がどのように生かされているのかということ伺いたしたいと思います。

委員長（及川 保君） 南町民課長。

町民課長（南 光男君） 国保の安定化計画の関係でございますけれども、収納率向上、それと医療費抑制のための対策として安定化計画を国のほうに提出してございます。その中で収納率の向上等に関しましては、収納対策室のほうと連携を取りながら進めてまいっていますけれども、経済状況等が非常に行政がよろしくないということで、収納率のほうも下がってございますけれども、安定化計画におきましては、そういう収納率向上、あとは後発医薬品の利用、そういうことを掲げて適正化を進めるということの計画でございます。

委員長（及川 保君） 9 番、斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） 現年度分の収納率が 90%ということで、何とか頑張って維持しているということがわかるのですが、滞納繰越分を合わせると 62.7%まで落ち込んでしまうわけです。ということは一度繰り越してしまうと納入は非常に困難になっているというふうに考えるわけですが、収納率が 62.7%で 7 億 5,000 万円の調定額のうち 2 億 2,000 万円の未済額では国保会計というのは健全化するわけがないのではないかとこのように思うのです。そこで伺いますけれども、そのほかに不納欠損が 5,300 万円とあるわけですが、相当に大きい額であります。この不納欠損の内訳がどうなのか、5 年経過したら不納欠損にしていくということもあるわけですが、5 年経過したからではなくて事情というのはどんなふうに分析をされているのか。そのあたりを伺いたしたいと思います。

委員長（及川 保君） 小関収納対策室長。

収納対策室長（小関雄司君） 収納率の関係なので私のほうからご回答させていただきたい

と思います。まず不納欠損額 5,300 万円ほどあるのですけれども、我々としてはなるべくこの額を減らすような形で努めております。ただその中で、いろんな家庭のご事情等あってなかなか税の納入まで追いつかないという収入の少ない方もいらっしゃいます。そういう中で、地方税法の中では、滞納処分という手法もあるのですけれども、滞納処分もできないような方も結構世帯としては多いものですから、どうしても現年度の保険料税を優先に徴収、納入していただくというようなことで、結果的には現年度も繰り越して過年度に行ってしまうというのがあります。ですから、税法上では滞納処分できない方とか、滞納処分できない著しく生活が困窮してしまうような世帯があるということで、どうしてもやむを得ずこういう状態になるような現状にあるかとは思いますが。

委員長（及川 保君） 9 番、斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） 不納欠損がどんどん落とされていくということで、この額が大きいものですから、この辺を何とかしなければならぬのではないのかなと思うのですけれども、本当にやむを得ないものなのかどうなのか、これは悪質滞納という部分については欠損をさせないでいくという形にはなっているのだらうというふうには思いますけれども、これは何とかしないとだめだなという気がするのです。そこら辺はわかりました。

もう 1 つの国保でいうと医療費の問題なのですが、三連携で何とか医療費を減らしていこうとしたのですけれども、逆に一人当たりの医療費が上がっているのだと、これはやむを得ない事情があるのだというふうには思いますけれども、ただ上がっていてもそれをよしとするわけにはいかない。3 連携を頑張ってきたということで、何か 3 連携のおかげで抑えられたという、医療費がアップしていくのを抑えることができたという部分があるのかどうなのか。全体としては医療費上がっているわけですが、この部分では貢献できたと感じられる部分がありましたら、難しいかもしれませんが、そういう点ではどう押さえられているでしょうか。

委員長（及川 保君） 南町民課課長。

町民課長（南 光男君） 医療費が伸びているということで、3 連携で実施していることに対して医療費抑制効果があったのかということをございますけれども、実際に 22 年度は一人当たり費用額 38 万 4,878 円。前年と比較しますと 1 万 3,471 円増で 1.63% の増となっております。これにつきましては、医療費の診療報酬の制度改正が 22 年度にございました。それと被保険者の高齢化です。平均年齢が上がっていますと。年齢が上がることによって医療費一人当たりがかかかりますので、構造的なこともあります。それから前から答弁してはいますが、近隣市に医療機関が充実している受診しやすい状況、この 3 つがやはり 22 年度影響していると思うのですけれども、それに対して 3 連携推進方針で事業を展開してはいますが、その効果がどこにどういう形で数字があらわれるかということは、なかなか難しいところがございます。ただし、23 年度からは国の補助事業も受けながら、さらに 3 連携推進方針を推進していきたいということで、23 年度につきましては国の補助を受けながら特定健診の未受診者対策もしくは生活習慣病重症化予防対策、国保ヘルスアップ事業なのですけれども、これらを実施してまずは町民の方の健康に対する意識を高めていただくということが先決でございますので、それに

伴って医療費の抑制効果が数字的にあらわれるものと、総体的に一つ一つはなかなか難しいのですけれども、相対的に効果があらわれると思います。

以上でございます。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次に進みます。155 ページから 158 ページまでの老人保健特別会計全般について。決算書の 207 ページから 210 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次に進みます。161 ページから 168 ページまでの公共下水道事業特別会計全般について。決算書は 212 ページから 221 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

11 番、土屋かづよ委員。

委員（土屋かづよ） 11 番、土屋です。下水道事業なのですけれども、白老町におかれては、結構下水道は整備されていない地域がたくさんあります。1 つはバーデン、太平洋団地の件でお聞きしたいのですけれども、現在どのような状況になっているのか、今後の計画はどうか、その点をお伺いしたいと思います。

委員長（及川 保君） 須田上下水道課長。

上下水道課長（須田健一君） ただいまの受益者負担金の太平洋団地等の取り扱いについてでございますが、下水道事業については、一応今公共下水道と特別環境地域の下水道ということで、特環地域含めてやってございますが、その中の太平洋団地等については特環の部分ということで、いわゆる本来の市街地、市街化区域でない区域の下水道整備ということで、現在の国の動向等も踏まえて、実際従来は皆下水道ということで進んでございましたが、今は合併浄化水槽等の機能が改善されまして、非常によいものが出ているということから、効果的な事業促進という考え方の中で、必ずしもすべて下水道という考え方がなくなりまして、合併浄化槽による地域整備ということも見直された中で、本町においてもご存知かと思いますが、太平洋団地、バーデン地区につきましては、下水道整備は今後、今の現状の中では実施をしていかないということで、合併浄化槽で整備をしていくという考え方で現在進んでございます。その辺で太平洋団地等については合併浄化槽補助事業ということで設置にあたって 90 万円の補助を町のほうで国から補助金等を得て整備を進めている状況でありまして、今後においても現在の人口それから太平洋団地のそういう住宅環境等も含めた中では、今進めている合併浄化槽で進めていきたいというふうに残りについては今のところは考えてございます。

委員長（及川 保君） 11 番、土屋かづよ委員。

委員（土屋かづよ） 11 番、土屋です。合併浄化槽を設置できないような住宅地もあるのでないかと思うのですけれども、決算におきまして現年度分、滞納繰越分合計額の中で不納欠損も相当ありますけど、収入未済額、これで見ますと相当な金額になると思うのですけど、平

成 18 年度からずっと見ますと、随分収納率が落ち込んでいるのですね。60.9%、22 年度。大体 62%くらいまで落ち込んでいるということなのですけれども、いろいろな原因があると思うのですけれども、これは何かと考えられるのですけれども、結局土地や財産があるわけですから、そういうところから収納するというのは難しいことなのではないでしょうか。

委員長（及川 保君） 須田上下水道課長。

上下水道課長（須田健一君） ただいまの受益者負担金の収納率等の問題でございますが、これにつきましても、実際に特環部分といいますと、住宅が何十メートルか離れて閑散した住宅形成になっているということで、管を整備する、下水道を整備する段階では、部分的に必要な方だけ整備していくということにはならないわけですから、町のほうとしては 1 つの方法としては地域に住まれて必要とする方を最優先に下水道整備を考えますと、その中で当然町外の不在地主の方が大半を占めてございます。当然事業の実施に当っては不在地主の方は事業への理解が得られないという現状が多々ございます。ですから当然収納率も伸びないということでございます。

それで、それらの対策としてことしの 3 月に 21 件、これまでに下水道事業に理解を示さず支払いに応じてこなかった者の滞納処分は不動産の差し押さえを 21 件してございます。しているのですが、その中で実際に滞納処分をしても納めていただいた方は今現在 21 件の内 2 件に留まっているということで、滞納額としては 289 万 1,737 円。滞納額の差し押さえ額になるのですが、そのうち 2 件で納入があったのが 14 万 2,000 円ということです。徴収率を見ていただいてもわかると思いますが、滞納処分については若干ではございますが収納率は頑張らせてあげてはいるのですが、なかなかそういう点で上がってはこないというのが現状でございます。なおかつ下水道事業の実施が少なくなって、受益者負担金の総額も下がってきていることから、分母に対して入ってくる収入額の違いで、やはり数字的に大きく変動するというので、滞納の件数としては増加してはいないのですが、率的にはなかなか現状維持するには難しい状況にあるとか、ただご理解いただきたいのはそういうことで、滞納処分もなぜしたかという、黙って放置しますと時効等で徴収できなくなる。なおかつ理解をしていないで支払い能力もある方については、このまま見過ごすわけにはいかないということで、大幅な滞納処分に踏み切ったという実情がございませぬ。

以上でございます。

委員長（及川 保君） 11 番、土屋かづよ委員。

委員（土屋かづよ） 11 番、土屋です。いろんな事情もあるのでしょうし、高齢化して払えなくなったということもあるのでしょう。例えば、私の所はまだ下水道は入っておりません。私の地域です。温泉なのです。家庭の排水も含めて、温泉のお湯も含めて川に流すかそれとも側溝に流すか、それしか考えられないわけなのです。本来ならば環境汚染として非常に問題が生じるわけなのですけれども、やはり同じ町民として不利益が生じることを避けなければならないということを考えれば、やはり下水道事業をきちんと行っていただきたいですし、個別にできないなら合併浄化槽をきちんとやるとかいう対策も取っていただきたいし、今後例えば虎

杖浜地区においても、適所に配置する計画はあるのかどうか。それと含めまして、財政健全化の中で財政が安定した状況のときには下水道工事が行われる可能性があるのかどうかどうか、それをお聞きしたいと思います。

委員長（及川 保君） 須田上下水道課長。

上下水道課長（須田健一君） 今の虎杖浜等も含めたまだ下水道工事が取り扱われていない地域の取り扱いにつきましては、それはお話ししたとおり、合併浄化槽の補助の対象ということで行っていきたいというふうに考えてございますので、現在も整備区域に外れているところについては、その地域はその対象として申請していただければ対象として行っていただくということになるかと思えます。多分私どものほうのPRというのですか、それらもちょっと全域にわたってということでは不足しているかなとは思っていますので、改めてPRをしてというふうには考えてございます。

温泉水の処理でございますが、これにつきましては、今の処理でございますと標準活性汚泥法の中でいけば微生物の働きに温泉水は悪い働きをするということですので、全体の処理に影響するので、温泉水を下水道でという処理は基本的には難しいです。ただ別な方法を使ってどうしても処理のできない方については、一部下水道処理を行っている方はいらっしゃいますが、基本的には町内全域の温泉水を下水処理していくというのは難しい状況にあると言えるかと思えます。その辺はまた別の問題としていかなければならない問題ではないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（及川 保君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次に進みます。171 ページ、学校給食特別会計全般について。決算書の223 ページから226 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

15 番、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 15 番、吉田です。学校給食特別会計なのですが、収納率もかなり努力されていて、きのうもあったのですが、住宅費とともに伸びているということでは評価をしたいと思えます。学校給食特別会計というのは皆さんからいただいた給食費を食材費として使っているということなのですが、22 年度の学校給食特別会計の中で、不用額というのは132 万9,000 円あるのですが、こういった形でこういった不用額が出たのか。それをまずお聞かせ願いたいと思えます。

委員長（及川 保君） 庄司学校給食センター長。

学校給食センター長（庄司 淳君） 不用額が発生しているということでございますが、これにつきましては、実際の当初の予算で見込んだ給食の対象者人数だとか、あるいはその後の執行段階での状況との人数との差。それに伴って当初よりも実際の支出した部分の金額が見込みよりも少なかったということでございます。具体的にはこれは需用費の部分でございますので、米飯ですとかパンですとか牛乳、そういった主食の経費でございます。これはあくまでも

当初の推定した児童数とか教職員の数、こういったものから算定したものが当初の予算額なのですけれども、これから実際の人数まで達しなかったといいますが、その分で満たなかった分がございますので、それに伴って決算額では不用額が生じたということでございます。

委員長（及川 保君） 15番、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 単純に頭で考えたのですが、高齢者が亡くなるとかそういうことはあると思うのですが、子供の場合入学してきて、どれくらいの入学数とかほぼ大体定数的には決まっているかなとちょっと思ったのです。120万円くらいという金額は、一人給食費4,000円か5,000円だとしても、4万だから30人分くらいの人数が変わったのかなと単純にそんなふうに考えながら思ったのですが、それくらい人数が変わるものなのかなと。もちろん学校の運営というのは全部年度初めに計画を立てたり行事も全部立てたりということはわかっています。ただ、給食の子供の人数はそんなに高齢者と違って、引越した人かなりいるのかなと。人口減にもなっていますから急にそんなに減っていったのかなと思いつつ今伺っていたのが1点。

それからもう1点、この給食特別会計の中で、収入済額が8,369万1,000円に対して支出済額が材料費に使ったものですよね。8,317万6,000円で差し引き51万5,000円という歳計余剰金があるということで報告があるのですが、この歳計余剰金は次年度に繰り越しというこの会計の中では説明がありますが、この考え方なのですが、私は給食費というのは各年度できちんとしていくべきかと思ったのです。というのは、1年生から6年生まで支払いしていますけれども、中学3年生もそうですけど変わりますよね。3年生は卒業していきますよね。6年生はまた中学校に入りますからあれなのですが、全体の会計なのですが、私はこの余剰金を残すのではなくて、よく報道されていますけど、白老町の食材を使って特別給食というのですか、そういうので子供たちがすごく喜んでますよね。そうすると給食会計というのは余剰金を残して次へ繰り越すのではなくて、その年度にきちんとそういうこと、年度初めに全部予算を組むから厳しいのかもしれないけど、余剰金が出たときというのは大体見ていてわかってくると思うのですが、これはやはりその年度に払った子どもたちに、収納率が悪いとやはり食材に影響するという話が前にありましたよね。そういうことからいうと、余剰金が出たとき次年度に繰り越すのではなくて、その年度で子供たちに特別給食で返すことができないのかどうなのか、それは私たちがそう考えるだけであって、会計上それは無理なのだということなのか。それを伺いたいと思います。

委員長（及川 保君） 今の質問の趣旨を分けて説明できるように頼みます。

庄司学校給食センター長。

学校給食センター長（庄司 淳君） まず1点目の、私ちょっと言葉足らずで、子供の数以外に食数というのですけれども、学校の給食を提供した日にち、日数なのですが、一日1,500食くらいなのですが、休校日だとかあるいは学年で何か行事があって休みだとかそういう場合も当然毎日のように発生しますので、休校日、学年で、学校全体が休みではなくても、クラスでその日は給食がない日ですよとか、そういう日は10校の中で毎日のようにございますから、そういう中では食数が必ず変動するものですから、ですから満度に計算した予算よりも少なく

なるというのが実態でございます。

それから、2点目の51万5,000円の繰越額なのですが、これは3月分の献立を組むのが最終的には2月になったらもう上旬には決めなければいけないわけなのです。ですから、最終学期末の3月の給食を見込んでこれくらい必要とするでしょうということで執行して金額を払うのですけれども、その後にその時点で例えば96%の徴収率でこれだけ見込んで給食費が入ってきますでしょうということを予想立てるのです。その後に徴収努力と申しますか、そんな結果として出納閉鎖期間も含めて3月以降に予想以上に入ってきたといった場合はもうその年度内で使うということができないということになりますから、そうなりますと必然的に繰越額になってしまうということになります。ですから限りなく、今回97.7%もいっていますが、97%以上徴収できるだろうというような見込みをもっと前に立てておけばよかったのですけれども、ちょっと想像以上にそれは多かったので、そこまで見込んで使うことができなかったというような事情がございます。

委員長（及川保君） 15番、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 私はインフルエンザとか流行って休校になったとか、何か台風で休校になったりしますよね。そういうことが要因しているのかとちょっと思っていたら、人数と言ったので、これはちょっと違うのかなと思ったのです。不用額のほうはわかりました。

繰越余剰金は決算というものを経ないと、これだけのものがわからないので、これはちょっと予想してやるというのは厳しいのかなと思いつつも、給食費というのは子供たちが払ったもので材料を買っていると頭にあるものですから、中学3年生は余剰金があったら次の年は何も自分には返って来ないものですよね。だからそういう面で、その年度内でもし状況がわかるものであれば、そういうことをして子供たちに喜んでもらえる工夫ができればという、そういう思いで質問をいたしましたけれども。

委員長（及川保君） 渡辺教育部長。

教育部長（渡辺裕美君） 今の余剰金に関しては、確かに委員の考えることももっともであろうというふうに考えております。ただ、今センター長のほうでお答えしましたように、状況としては見込みを早目に立てることによって、それが適切であればお金としては繰り越すことなく、適切に利用ができるのですが、なかなかその見込みが立たないということ。それから滞納の部分もあるものですから、それを含めてということになるので、その辺については各年度の中でできるだけ適正に執行ができるように努めていきたいというふうに考えております。

委員長（及川保君） ほかございませんか。

3番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 3番、西田でございます。私もやはり同じところをお伺いしたいなと思っておりました。今ほど渡辺部長の答弁もございましたけれども、この会計に関しましては、収納した分で食材を買って、子供たちに給食としてという形はずっとやっていらっしゃるのですけど、私以前から主張をしておりますように、できれば一般会計から繰り出しをしてもいいのではないか、足りない分は出してもいいのではないかという考えを以前から持っていました。

申しわけないですけど、給食費2年続けて値上げいたしましたね。お母さんたち、お父さんたちそれだけ給食費払ってもやはり子供たちにそれなりのものを食べてもらいたいという気持ちがあったから、もちろんそれに応じたのだと思うのです。そして、やはりこの収納率が一生懸命努力して頑張られて、これだけ余剰金余ってくる。そういうものを給食センター内で収納率を考えながら献立を立てていくというのは、やはり限界があるのではないかなと思っております。ですから、今すぐどうのこうのとこの決算に関して言うわけではないですけども、現実問題として一般会計から取りあえずは出すと。足りない分は5月の出納閉鎖までの間に収納できる限りは収納していく。またそういうような考え方はできないのかどうなのか。技術的に無理なのかどうなのか、その辺ぜひ教えていただきたいと思います。

委員長（及川 保君） 白崎教育長。

教育長（白崎浩司君） 今の一般会計から繰り出しということで、前にも今言われたとおり一般質問等々でご質問も受けましたし、そのときにご答弁していることと今回答弁することは変わっておりません、基本的に。技術的にということの問題ではなくて、法的に考え方としては当事者が、保護者が負担するというのは法的な位置づけになっておりますので、そのこと考え方は変わりません。

以上です。

委員長（及川 保君） 3番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 法的にそういうふうになっておりますということですけども、それがどんな法なのでしょう。その辺詳しくお願いいたします。

委員長（及川 保君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

委員長（及川 保君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

白崎教育長。

教育長（白崎浩司君） 根拠法ということでございますけれども、これも以前の答弁でお答えしております。学校給食法で第11条に経費の負担ということで、いわゆる設備等に要する経費については設置者の負担、それは一般会計にとっておりますよね。学校給食の食材に関する経費は保護者の負担というふうに規定されております。先ほど言ったとおり、法的な位置づけの中で一般的に考えるのが妥当であろうというふうに考えておりますし、このことについては前回同様のご質問にお答えしたのと同様な考え方しております。

以上です。

委員長（及川 保君） 3番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 学校給食法によって食材は保護者の負担と、そのように決められているということなのですけども、ほかの市町村では給食の食材を一般会計のほうから出しているという市もあるというふうに聞いておりますけれども、そこはどのようなふうにしてできたの

でしょうか。そこだけもしお調べになっていることがあったら教えていただければ、もしわからないならそれで結構ですけれども。

委員長（及川 保君） 白崎教育長。

教育長（白崎浩司君） 他の町村でどうのこうのというのは、事情がどうかというのは調べておりません。ただ、特別会計を設けなくて一般会計の中に入れたり、収納を当初 100%とみて 100%の食材をとということで計上しているものが未納の場合に一般会計の補てんといいいますか、その中でというのは一部聞いたことはありますけれども、なぜそういうような処置をしているのかという、こちらとしては特に問い合わせをしておりませんので、その辺はわかりません。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

2 番、前田博之委員。

委員（前田博之君） 給食費の関係で、私は受益者負担が原則だと思います。それで非常に、同僚委員も今お話ありましたけれども、徴収率非常に上がっていますので、もうちょっとで 90 いくのかなと思っていますので、頑張ってもらいたいと思います。

お聞きしたいのは、不納欠損額がかなり減っていますけれども、収入未済額が余り減っていないということで、本来新年度予算で聞けばよかったのかもしれませんが、今子ども手当というのか、児童手当というのかわかりませんが、先般いろいろ国のほうの協議が流れていきますから、今決算審査特別委員会で聞くのですが、もし児童手当と言ったほうがいいのか、子ども手当と言っていいのか、その流れの中で給食費がその中から徴収できると、こう言っていますけれども、具体的に私たちは中身がわからないのです。どの程度まで進んでいるのか、それによって収納未済額までにさかのぼってそういう形で徴収できるのか、あるいは現年度分だけになるのか、その辺どこまでの流れになっているのかだけ。そして次年度以降もしその法律通ればこういう未済額がなくなるのかどうか、その辺について伺います。

委員長（及川 保君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 43 分

再開 午前 10 時 58 分

委員長（及川 保君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

南町民課長。

町民課長（南 光男君） 子ども手当から保育料、給食費等を天引きできるかというご質問でございますけれども、子ども手当につきましては 10 月からまた特別措置法が制定されまして、23 年 10 月 1 日施行ということになってございます。その中で、保育料、学校給食費等を子ども手当から直接徴収できるようにすることについては、本人の同意により手当から納付することができる仕組みとするということになってございます。

委員長（及川 保君） 白崎教育長。

教育長（白崎浩司君） あわせてお答えします。今担当のほうからご説明したとおり、子ども手当の法案が、詳細が決まり次第対応していこうというようなことで、私どもも注視しながら

ら手当から天引きできるような形で手続きは進めていきたいと、そういうふうには思っています。後段でご質問ありました現年度、過年度。まだはっきり全容が決定はしていませんけれども、前回来た通知では現年分というような通知は来ておりますので、それは見定めた中で対応していきたいというふうに思っています。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次へ進みます。173 ページから 175 ページまでの工業団地事業特別会計全般について。決算書は 228 ページから 231 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

2 番、前田博之委員。

委員（前田博之君） 細かいことになるかどうかわかりませんが、私は前回の決算審査特別委員会あるいは予算等審査特別委員会でも多分質問していますので、そのときに担当部長は約束をされたのです、必ずしますと、そういうことは認識していると。そういうことで私は実行されたかということについて決算で伺います。ということは、工業団地の中、すごく雑草というか立木も柳も生えてきていますし、草がすごく伸びているのです。それで私は 2 年くらい続けて質問しているのですけれど、担当部長は必ずやりますと言っていますけど、私も見てきたのですけれども、私有地でケンコーマヨネーズのところもありますけれども、その裏は町有地になっているのです。あそこを通っても環境よくないのです。担当部長も認識しましたから、私も安平、苫小牧まで行って見てきましたけど、非常にやはり環境整備しているのです。先回と同じこと言いますが、ただ企業誘致に担当者ばかり来るのではなくて、やはり広告も出していますから、黙って現地を見ているはずなのです。やはりそういう環境の中に考えられると思うのですけど、現実その対応どのようになってきたのか伺います。

委員長（及川 保君） 高橋産業経済課参事。

産業経済課参事（高橋裕明君） 本日部長おりませんので、私のほうからお答えいたします。ただいまの工業団地内の環境美化と申しますか、雑草等の除去についてだと思われま。私ども、昨年からの問題が出されてから、工業団地内におきまして雑草の草刈りは沿道を中心にやっております。そのほかに工業団地内がかなり荒れている状況が見られるということで、緑化事業というものに取り組みまして、ただいまの町有地というところにつきましては、今年度で大体昨年改良して、ことし緑化整備をしているということで、さらに景観の悪いところにつきましても引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

委員長（及川 保君） 2 番、前田博之委員。

委員（前田博之君） 私も見てきました。進出企業が多分まだ用地買収していないと思えますけど、あそこに牧草を植えているのは見えますけれども、その経費はどこから出ているのかまでは聞きませんが、もっとケンコーマヨネーズの部分、あそこは沿道広いのです、ずっと。そして海側沿いも沿道の部分はやっていますが、奥までやっていないのです。化粧品に出る会社のほうも、昔の日光精密のほう、具体的にここで言わなくてもわかっていると思いま

すけれども、やはり私はやるべきだと思うし、担当部長は約束したのです、こういう公の前で約束しておきながら、そういうことの認識はどのように考えているのか。やはり私はこの場で、私ばかりではなく議員さん方も質問していますけれども、聞き流すのではなくて、そういうことは実行していただかないと、町民の声も反映しているのですから、その辺の見解とケンコーマヨネーズ等々、私有地ですけれども、どう考えているのか伺います。

委員長（及川 保君） 高橋産業経済課参事。

産業経済課参事（高橋裕明君） ただいまのご質問ですが、まず沿道の整備については、この特別会計でも草刈りと緑化進めているということをお話ししました。そのほかに、さらに予算の都合で経費がない部分につきましては、職員のボランティアで草刈りをしたり、特に今ご指摘のとおり、沿道そば何メートルしかやっていないということですが、非常に広大なものですから、職員のボランティアでできる限り草刈り作業をしたり進めております。さらに私有地についての企業所有分につきましては、やはり私どもが勝手にやるわけにはいきませんので、企業と今交渉中ございまして、なるべく企業との折り合いの中で美化に努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（及川 保君） 2番、前田博之委員。

委員（前田博之君） 担当参事は昨日から企業誘致の問い合わせも2、3件あると、こう言っていますけれども、中身の問題は別にして、積極的にやっているの、やはり環境を整えてあげるというのが大事だと思うのです。これは施策ですから、施策の中であそこの工業団地をお金あるないは別にして、きれいにしたりやはり1社でも白老を見ていただく、そしてこういう団地だよと積極的な環境の中で誘致できるような姿勢を持つべきだと思うのですけれども、その辺は多分約束できると思うのですけれどもいかがでしょうか。

委員長（及川 保君） 高橋産業経済課参事。

産業経済課参事（高橋裕明君） 我々も少しでも工業団地売れるように努力しております。その中でやはり委員おっしゃるとおり、非常に景観が悪いものであつては、相手方にとっても印象が悪いというふうに認識しております。これまでも努力してきたわけですけれども、さらに委員がおっしゃるように努力を続けてまいりたいというふうに考えています。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次へ進みます。177ページから179ページまでの臨海部土地造成事業特別会計全般について。決算書は233ページから236ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次へ進みます。181ページから183ページまでの港湾機能施設整備事業特別会計全般について。決算書の238ページから241ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次へ進みます。185 ページから 186 ページまでの墓園造成事業特別会計全般について。決算書の 243 ページから 246 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 次へ進みます。186 ページから 192 ページまでの介護保険事業特別会計全般について。決算書の 248 ページから 263 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

15 番、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 吉田です。190 ページの居宅介護（介護予防）サービス給付の状況の中でお伺いしたいと思います。福祉用具購入費というのがあるのですが、私はここでどれくらい使われているか本当は 1 回目聞こうと思ったのですが、ここに数値が出ています。81 件の 247 万 8,809 円。これは給付費ですので、これに 1 割足すとこの用具に使われたものなのかなと考えながら。大体 1 件当たり 3 万 4,000 円から 5,000 円のものを購入しているということになると思うのですが、個人によっては違うと思いますので。このほかに住宅改修費というのがありますけれども、こちらも 98 件で 655 万 7,000 円ということで、この負担のことなのですが、介護保険の制度の中では、あくまでもこの物に対しては 1 割負担。ただし 10 割負担をして 9 割は返ってくるという、そういう制度になっていると思います。たしかお伺いすると、住宅の改修に対しては 1 割負担で済んでいるようなお話を伺ったのですが、介護給付用具に関しては全額自己負担というふうに伺っているのですが、その辺どのようになっているのか伺いたいと思います。

委員長（及川 保君） 長澤健康福祉課参事。

健康福祉課参事（長澤敏博君） 今のご質問に関しましては、住宅改修につきましては、昨年からは事業委任払いという制度を設けまして、基本的に住宅改修にかかった工事の 1 割はご本人が改修業者にお支払いいたしまして、残りの 9 割につきましては、委任を受けた改修業者さんがまず白老町のほうへ登録をさせていただいて、そちらを通じて町のほうに請求していただく。その 9 割部分について町が事業者さんに支払うことで昨年からは実施しております。

この福祉用具につきましても、基本的に今現在は償還払いと言いまして、委員言いましたように 10 割分をまずご本人が購入業者さんにお支払いして、ケアマネを通じて町のほうへ申請という形で、ご本人には翌月または翌々月に 9 割分を償還するという形をとっております。これもやはりご本人の負担ということが非常に金額が上下しますけれども、やはり住宅改修と同じような形をとらなければいけないというふうには今検討しております。この福祉用具の購入につきましても受領委任払いの制度を活用していきたいという検討作業に入っております。

以上です。

委員長（及川 保君） 15 番、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 検討をしてくださっているということで、ぜひ検討して実施に進めていただきたいというふうに思うのです。というのは、いろんな高齢者の方にお話を伺うと、こ

これは在宅介護の支援策ですよね。介護保険自体がもともと在宅介護をしっかりやっていただいで支援していただくという制度だったはずなのです。ところが今どちらかというと、高齢化になって高齢者が高齢者を見ることになったという。施設志向型になってきていますけれども、まだまだ在宅で介護されている。そして、この用具を買うときに何万円と何万円ありますと言われたときに、やはり家族で介護している人にとっては介護もしやすく本人も楽な高いほうを選ぼうと思っても、一時金で払うとなると大変だと言うのです。もし6万円と10万円のほうがあったら、やはり6万円のほうを買ってしまうというのです。これが1割負担ですと10万円だと1万円の負担でいいですよ。そうすると、そっちのほうの楽に介護をできるほうを買うことができるのではないかと。高齢者のほう、これは国の制度ですので、この不満を私が聞いても仕方がないのですが、やはり国民の皆さん、町民の皆さんもうそう、私たちもそうなのですが、介護保険制度ができたときに、保険料を払っていたら将来しっかり安心して介護が受けられるのだというふうにみんな思っていたのです。ところが介護保険は上がってくる。そういうふうに施設にお世話になると全部1割負担。それぐらいまではある程度知識はあったのですが、介護用品も1割だったのが今度10割、物によって違うということですが、本当にこの点は先ほど言っていましたように、衣料品も全部委任払いができるような形に今なっていますよね。そういった意味でもこの介護保険も委任払い制度が早急にできるようになると、介護する側も自分にとっても、高くても楽な介護用具を選べるということですので、本当に一日も早く実施をしていただきたいと思っていますし、1つ心配なのは業者。改修のほうは割と建築関係が多いのではないかと思いますのですが、お金が入るのは2、3カ月後と順繰り回っていると思うのですが、介護用品というのは割と小売というのか、商店とかそういうところがかかわってきたりすると、委任払いで1カ月半後、2カ月後にお金入ることが、回るようになればいいのですが、最初の1、2か月が私は厳しいのではないかとこのように思うのです。そういうことからいくと、その辺のことも考慮すべきかと思うのですが、もう1回お考えを伺っておきたいと思います。

委員長（及川 保君） 長澤健康福祉課参事。

健康福祉課参事（長澤敏博君） 今委員おっしゃったようなお話、当方も十分承知しておりまして、やはり受領委任払いということを実施するにあたっては、ご本人につきましては1割負担ということで、非常によいことということになります。販売事業者さん、こちらのほうは9割分が後に入ってくるということになりますので、やはりこちら住宅改修の受領委任と同じように、登録制を取りたいというふうに思っております。町内、町外の事業者さん、福祉用具の販売を担当しております事業者さんに説明いたしまして、登録をしていただいた事業者さんに関しましては受領委任払いを実施する。登録をされない方につきましては、今のとおりの償還払いという形にはなるかと思いますが、その辺の理解につきましては当方もやはり理解していただくような形で、業者さんのほうに説明をしてまいりたいと思っております。実施につきましては、先ほども言いましたように、今検討段階ということなのですが、なるべく早い時期に要綱等そういうものをまとめなければ、やはりこちらのほうもやっていけませんので、

要綱等のまとめを早急に考えていきたいと思っております。

委員長（及川 保君） 15 番、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） ちょっと1つ聞いていて気になったこと。何でも考え過ぎなのかもしれませんが、受領委任払い登録制にさせていただいて、登録しない人も出てくるかもしれないということなのですが、ケアマネさんとか計画を立てる人たちが、それこそしっかり熟知していただきたいと思います。登録は販売業者さんの自主的なものだと思うのですが、たまたま購入される方が、紹介されたところが登録していないから10割負担ですということを知らないでそういうふうになったときに、やはり苦労するのは町民の方なのです。そういった部分では、極力業者にも登録をしていただく。また、やりくりが大変であれば基金等の関係もあって預託をすとか、何か方法も考えるべきではないかと思えますし、その情報はしっかり使う側に伝わるような形をとっていただきというふうに思います。

委員長（及川 保君） 長澤健康福祉課参事。

健康福祉課参事（長澤敏博君） 大変申しわけありません、説明不足です。ケアマネさんが知らないければ福祉用具の購入というのも当然できません。そういうことで、うちのほうは登録していただいた業者さんに関しましては、町内各ケアマネ事業所のほうにも連絡もいたしまして、各ケアマネのほうにそういう周知は徹底していきたいと思っております。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

3 番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 190 ページの要介護（要支援）認定者の状況と受給者の状況ということで表をいただいているのですが、ここの中で要支援1、2の方がいらっしゃるのですが、実際に居宅介護（予防介護）サービス受給者ということと、その下に地域密着型（介護予防）サービス受給者というところがあります。このところで要支援1と2の方々がこのサービスを受けていないのですけれども、この理由が1つ何なのかということと、それから、実際に認定を受けている方々と受給者の方々がサービスを受けていない方々が結構いらっしゃるのですけれども、これはどういうことでサービスを受けていないのか、元気になったから一応あるけれどもサービスを受けないと言っているのか、一体どういうことでサービスを受けていないのか、どういうふうに把握していらっしゃるでしょうか。

委員長（及川 保君） 長澤健康福祉課参事。

健康福祉課参事（長澤敏博君） まず地域密着型の要支援1、2の方の要支援がゼロということで、この数字につきましては23年3月の年度末に国のほうへ報告する数値なのですが、この地域密着型はご存じのとおりグループホームの入所の方。それと認知症の通所介護の方に限られております。グループホームにつきましては、要支援でいきますと、要支援2の方しか入所できないということで、要支援1の方は入所できません。認知症のデイサービスにつきましてはどちらも通所できますが、こちらのほうにつきましては、どちらも3月時点では入所と利用がなかったということで、実際に年間通してどうなのかということになると、グループホームへの入所というのはなかなか入所されている方というのはいらっしゃいません。最近になっ

てお一人の方がグループホームへ入所なさったということはありませんが、22年度中におきまして要支援2の方がグループホームへの入所というのはございませんでした。認知症のデイサービス、通所介護につきましても、要支援と1と2の方につきましては、認知症という病名もしくはそういう症状がある方を対象とするサービスなものですから、なかなか要支援1、2の方につきましては利用がほとんどされていないというのが現状でございます。それと、認定者の割に在宅地域密着型施設含めた利用者がいるということで、まずうちのほうで押さえている方につきましては、認定者であってサービスを利用していない方につきましては、例えば長期入院をなさっている方。その方々につきましても、一応病院のほうで認定を取っているというケースもございます。在宅の方で認定を受けていても、サービスを利用していない方もいらっしゃいます。その方々は今のところサービスの必要性はないのだけれども、いざ必要性が出たときにすぐサービスを受けたいので、念のため認定を受けておきたいという方も多々あります。そういう関係でやはり実際の認定数に比べてサービスの利用者数がこの程度に収まっているという考えでうちのほうでは押さえております。

委員長（及川 保君） 3番、西田祐子委員。

委員（西田祐子君） 大体わかりました。このことで総体的にまだ一応これの認定はしていますけれども、サービスを受けていないという方々に関しましては、やはり役場のほう、そちらのほうから定期的に電話をかけるなり何なりして、認定を受けているけどサービスを受けていない方々に関しては定期的にどの程度進んでいるのかというような、何らかの形のそういうものはされているのでしょうか。その辺だけお伺いします。

委員長（及川 保君） 長澤健康福祉課参事。

健康福祉課参事（長澤敏博君） まず、サービス未利用者の方、サービス利用している方含めましてそうなのですが、まずサービス未利用者の方につきましては、当然ケアマネはついておりませんので、その方々につきましては認定期間が切れる大体2カ月くらい前に認定期間が切れますというような形で認定の申請をどういたしますかというご連絡を差し上げております。そのほか介護保険直接で定期的ということはありませんが、地域包括支援センターのほうへ情報をやり取りしている方というのはいらっしゃいますので、そういう方々に関しましては、何らかの形で定期的には言いませんが、連絡の調整もしくは訪問、電話での対応は取らせていただいております。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次へ進みます。195ページから196ページまでの特別養護老人ホーム事業特別会計全般について。決算書の265ページから268ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次へ進みます。次に、199ページから203ページまでの後期高齢者医療事業特別会計全般について。決算書の270ページから273ページまでござい

ます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） それでは、次へ進みます。205 ページから 206 ページまでの介護老人保健施設事業特別会計全般について。決算書の 275 ページから 280 ページまででございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計の決算審査に関する質疑が全部終わりました。それでは、特に特別会計に関連することがございましたらお受けしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

次に、決算書の 282 ページからの実質収支に関する調書、275 ページから財産に関する調書並びに主要施策成果説明書 1 ページ、2 ページの平成 22 年度各会計歳入歳出決算額調(総括表)についてお聞きしたいことがありましたらお受けしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

各特別会計における決算審査の質疑を終結いたします。

一般会計及び各特別会計の質疑が全て終わりました。

認定第 1 号 平成 22 年度白老町各会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第 1 号 平成 22 年度 白老町各会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

委員長（及川 保君） 反対、9 番、斎藤征信委員、11 番、土屋かづよ委員。賛成 10、反対 2。

よって、認定第 1 号は、認定すべきものと決定しました。

認定第 2 号 平成 22 年度白老町水道事業会計決算認定について

委員長（及川 保君） 次に、認定第 2 号 平成 22 年度白老町水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。白老町水道事業決算について質疑に入りたいと思います。

質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号平成22年度 白老水道事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

委員長（及川 保君） 全員賛成。

よって、認定第2号は、認定すべきものと決定しました。

認定第3号 平成22年度白老町立国民健康保険病院事業 決算認定について

委員長（及川 保君） 次に、認定第3号 平成22年度白老町立国民健康保険病院事業決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。白老町国民健康保険病院事業決算の質疑に入りたいと思います。質疑のございます方はどうぞ。

9番、斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） 斎藤です。病院のことにつきましては、何回も質疑が出ているわけなのですが、本当に維持していくのに心配をしているわけなのですが、ちょっとお伺いしたいというふうに思うのですが、決算書のほかに病院の事務局から経営計画の点検・評価というのが出ておりますので、これを読ませていただきました。その中から気がつくことをちょっとお聞きしたいのですが、まず点検・評価の1ページなのですが、22年度の計画値ということでお伺いしたいのですが、病院経営の根幹となる医業収支の確保という、ここが一番大事なところなのですね。医業収益の確保。医業収益の達成値は、計画の69.4%になっていると。それからずっと見ていますと、医業収支比率も書いているのですが、これも計画の66.9%と書いてありますよね。またずっと見ていくと、患者の動向で見ていくと、入院数の計画達成率は61.1%。外来者数は計画達成率が73.9%。どれ見ても21年、22年の実績数字とは大分ほど遠い数字になっているわけです。目標は高いものなのですが、少なくとも年々その目標に近づいているということであれば理解をするのですけれども、普通は80%くらいを頑張って超えていなければならないのではないかというふうに。そうでなければ身の丈に合った経営というのは考えも出てこないということだと思うのですが、結果として計画そのものにかなり無理があ

るのではないかと思うのですが、その辺をどう考えているのかまず伺いたいと思います。

委員長（及川 保君） 丸山病院事務長。

病院事務長（丸山伸也君） ご指摘の点はごもっともだというふうに理解をしております。ご承知のとおり、今回の病院の経営計画というのは、累積債務を解消するために赤字特例債4億5,000万円を借り入れたことに伴って、国に対してこういうようなくあいに経営改善をしていきますという位置づけでやっております。以前にもご説明したかと思いますが、この中の一番大きな柱に出ているのは、やはり医業収益をどうやって確保していくか。まさに委員のご指摘のあった点でございます。そこで言いますと、医師の体制をどう構築していくのか。この計画の中では5名で見込みをつくりまして、当然5名の医師による入院患者、そして外来患者の確保ということが当然前提になっています。ご承知のことながら、昨年12月末で医師1名が退職して、従来の4名体制だったのが3名体制。計画をつくりました時点では常勤のお医者さんが4名いましたので、あと1名を確保すればこの計画はそんなに難しいものではないと考えてございましたが、残念ながら昨今のお医者さんの確保状況を見ますと、一般質問でもお答えしましたが、非常に厳しい状況になっているということになってございます。したがって、今後この21年、22年、23年の計画を踏まえて、やはりご指摘のとおり計画に無理があれば、以降の計画についても最後の見直しをしなければならないし、この計画の中でも国に上げておりますが、以降の経営形態のあり方を含めて、全体を含めて考え直していきたいと、それも含めてこの計画の中に盛り込んでいく次第です。一番重要な点はやはり医師をどうやって確保していくかという今最大の課題となるというふうに理解をいただきたいと思います。

以上です。

委員長（及川 保君） 9番、斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） そういう国に対する計画ということで、数字がかなり高く出ているのかなということだそうですが、入院患者の数、入院患者のベッドの数があまりにもあき過ぎているのではないかという話もちろちら耳にするわけですが、入院計画数1万5,695人に対して実際には22年には1万人にも達していないという数字ですよね、9,559人。21年度よりもまた1,414人減っていると。実際、許可病床の58床のうちの45.2%というふうな数字が出ているわけですよね。ベッドの半分が稼働していないという、これでは病院やっていけないだろうと。当たり前にはこれは考えますよね。これはベッド数が決まっている数字があるわけですから、何としてもこれは埋めていかなければいけない数字。計画がどうのこうの問題ではなくて、これを埋めなくてはならないのだろうなというふうに考えます。実体としては、これはもう放置しておけない数字ではないのかなと、緊急事態だというふうに思うのです。そのことは心配してもしようがないのですけれども、ではどうするかという問題なのですけれど、そのためにここに書いているのですけれど、こう書いているのです。病院職員全体の資質向上及び入院患者へのサービス向上を図るため接遇研修、技術研修などさまざまな職員研修企画、実施し、多くの職員の参加を得る努力をする必要があると、こういうような文書が出ているのです。一般的に読めば、そうだろうなというふうに思うのですけれども、この評価をしているこの文書

の持つ意味が、入院患者を計画に近づけていくのに、どういうふうにつながるのかなとそのあたりの見解を伺いたいと思うのです。私は用事で病院を出入りするわけですがけれども、そんなときにはみんなてきぱきと動いていていいなというふうに見るのですけれども、いまだに患者から苦情が出るという。本当に何で言葉づかいが悪いとか、そういうような弱って行っている人がまた何だというそういう言葉が出てくるという、だめだなと。そういう環境が悪くても、やはり接遇、接待するという絶対そこに文句をつけさせないという、そのことが必要だろうというふうには思うのです。と考えれば、職員の研修だとか何とかは、言われてからもう何年もある。人間的には、患者とのつき合いということでは絶対文句を言わせないぐらいのそういう研修というのはきちんとやっていかなければいけないのではないかと。何で今さらそういう言葉が、以前のことかなと聞いていたら最近のことだと。そういうことが出てくるということは、やはり問題があるのではないかと。そういうことがベッド数が空いていたり、そういうようなことにつながったら、やはりいけないと思うのです。そのあたりの見解を伺いたいと思います。

委員長（及川 保君） 丸山病院事務長。

病院事務長（丸山伸也君） まず最初に委員にお願いをしたいのですが、そういう事例がありましたならば、いち早く私のほうにご連絡をいただきたいと思います。当然なかなか現場すべてを見通せるわけではございませんし、私は平成 17 年に病院に来まして、途中 1 年間おりませんでしたけれども、当時から職員の教育についてかなり力を入れてきて、医療スタッフ独自の研修、医療スタッフが集まって、自分たちで集まって自主研修も、もう回数を重ねて 16 回目です。今まで一度もやっていません。昨年はインストラクターをお招きして 3 日間、計 9 日間。3 日間ずつ 9 日間、そういった接遇に関する研修をやっております。ただ残念ながら、患者さんの受け取られる感じと、ある意味では健常者の職員との関連。感情的なものの持ち方の差というのは当然あると。ご指摘のことは当然起きうる話なのです。ただそれを、どこの場面できちんと注意をしていくか。こういうケースについては、こうしてくださいと言えるものをきちんとやっていかないと、これは正直言って直っていかない。

それともう一つは、今までご指摘があったとおり、さまざま病院の職員に対する問題がずっと指摘をされております。これは事実です。議会の場でも私平成 17 年に事務長になったときに、かなり厳しいご指摘をされております。最近自画自賛ではありませんけれども、そういった意味ではかなり改善されてきているのかなと。すべてとは言いません。最近うちのほうでご意見箱等の中身を見ましても確かに厳しいご指摘もありましたが、随分よくなりましたねという話もあります。これは長い時間をかけて一つ一つ風土をつくっていかないことには絶対解決しないなど。私の代で終わるのかどうかわかりませんが、私の次の事務長さんもそこを含めてきちんと職員教育をしていかないと、絶対にいい病院にはならないと思って考えております。

もう一つは、経営の安定とか考えたら選択をしてもらえる病院にどうやってなっていくのか。重要な要素というのはやはり外来患者にしても入院患者にしてもアメニティーの問題だと。アメニティーの問題に関していうといかんともしがたいものがあると。これは町長も最優先の課題として認識をしていただいていますので、できるだけ早い時期に事務長としては改築をお願

いっていきいたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（及川 保君） 9番、斎藤征信委員。

委員（斎藤征信君） 今言われたとおりではないかというふうに思いますし、病院をこの2万人のまちで維持していく大事さというのを本当に感じるのですから、建てかえ、アメニティーの改善というのは絶対どんなことがあってもやり遂げなければならないものだろうというふうに私も何度も考えています。ただすべての根源が医者不足、医者が2人いないということが、計画の中で2人がいないのが一番やはりがんになって、いつ話してもやはり医者が常勤ではないからだという、そういう話がすぐ出てくるわけです。ここが解決しない限り、いつまでも同じ悩みが続くわけですね。これから先々どこまで悩んだらいいのかという問題なのですが、常勤の医者が一人いれば、1億5,000万円がそれ以上の収益が、増収ができるという話は前にも聞いているわけですけど。医師を引き止めるというのか、呼び寄せるといふ優遇策というのは本当にこれは考えられないのかどうなのか。できるかどうかは不明だけれども、必要であればもっと給料を上げたらどうなのかと。一人の医者がそれだけ稼ぐのだったら、本当にもう少し金を出すから何とかしろと、こういうふうにならないのかどうかというようなことも考えて。多分医者を確保するのに相当の苦勞をされているというのは何回も聞いているのですけれども、本当に実現への可能性というの、あと2人確保する実現への可能性というのが見えているのかいないのか、そのあたりも含めて最後に聞かせてください。

委員長（及川 保君） 丸山病院事務長。

病院事務長（丸山伸也君） 医師の確保については、一般質問にお答えしていますが、本当に苦勞をしています。医師の免許を持っていれば誰でもいいということには当然ならないわけですし、一般質問にお答えした中には、ミスマッチが起きている。給料を上げて、たくさん給料がほしいという方は、それなりに手術もしたいし、高度な医療もやりたいし。では果たしてうちの病院でそういう医療が本当に提供できる体制になっているのか、施設も含めて人員も含めて、それも難しいなと思っています。うちの院長はきちんとおっしゃっているのですが、やはり地域医療に理解のある方に来てもらわないと白老のようなまちでは十分な医療は提供できないと。高度先端医療はうちには必要ないのだと、はっきり言っています。そのためにはきちんとした人格者の。人格者という言い方があたってはどうか分かりませんが、町民の気持ち、患者の気持ちを考えると、きちんとわかってくれるお医者さんに来ていただかないことにはだめだろうと。そうすると誰でもいいということにはならないだろうと。やはりうちの院長の考え方としては、大学の医局からきちんとした人を送ってもらうのが一番いいのだけれども、残念ながら今の研修医の制度の中では非常に医師の確保は難しいということを言っています。

それともう一つ、医師の確保でいいますと、例えば地域医療財団、医師の紹介もでございます。来ますけれども、ある面ではうちの例えば医師の住宅が非常に老朽化している。現在住んでいるお医者さんの住宅もことし2棟屋根を200万円ほどかけて直しました。そういった来ていただいて、職場環境。トータルでの環境を整えていかなければならない。できれば私どもとして

は医師住宅について全面的に建てかえをしないともう無理ですよということも、理事者のほうにもお話はさせていただいております。そういった環境も整えつつ、やはり白老に行ってもいいかなと。白老行けば、例えば健康福祉課、いきいき4・6と一緒にあったこういう地域医療を展開できますよと、そういったものを売りにしながら、医師の招へいに今後努めていきたいというふうに考えてございます。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

12番、松田謙吾委員。

委員（松田謙吾君） いろいろ議論を聞いていて気がついたというか、私の知っている限り、いろいろなこと知っているのですが、例えば問題があったら指摘をしてくださいと今事務長が言いましたけれども、たくさん問題ありますよね。患者と医師の間の問題もたくさんある。町長が患者に謝りにも行っていますよね。おそらく事務長も行っています、名前も全部知っています。言わなかっただけです。副町長もたしか行っているはずですよ。こういう問題がたくさんあって、あったら指摘してくださいと堂々とやっている。ですから私今言うのですが、そういうものがたくさんあるのは知っているのです。ですからこういうことになっているのです。

それからもう一つ、今医師宅の屋根200万円かけて直したとこう言いました。であれば、私は一般質問もしているし、あの病院の経営の1つは、やはり医師宅なのだと言っています。そしてきのうも学校給食があったのですが、給食の給湯管をだましまし使っているという言葉がありました。であれば、私は屋根だってだましまししながら新しいのを建てるのが本当ではないですか。今目の前に町立病院を建てかえる、町長も言明していますし、建てかえなければいけないと言っている。しかもこれを見ると40%も入院患者が減っているような状況。それから医師が3人しかいない。4人いれば間に合うのだと。こうであれば、その努力の跡が我々町民、議会にも見えないです。ですから、本当に今斎藤委員が言われたとおりなのです。もう少し根本からやはり病院経営をきちんと考え直す。今事務長もたまたま経営立て直しの大きな原因の1つに医師宅もあるのだと言った、まさにそのとおりなのです。医師宅を建てて、病院を建てて、そして町外に行っている患者を取り戻す。いうなれば、たくさん取り戻せばたくさん患者がいるわけです。この戻す方法をどうするかということは、最優先課題だと思う。戻すにはどうしたらいいかは、これはまた最優先課題なのです。

私質問する気なかったのです、決算ですから。ですけど、あったら言ってくれと言ったから言ったのです。事実、町長まで謝りに行っているのです、患者に。田辺院長の文書も私は読んでいます、謝りの文書、謝罪の文書。それで堂々と議会で何も無いような平素を保つような言い方をするからこう言うのですが、もう1回その辺議会にきちんと説明してください。

委員長（及川 保君） 丸山病院事務長。

病院事務長（丸山伸也君） 今松田委員のご指摘にあった点については事実でございます。個人の氏名等については差し控えさせていただきます。これに関しましては、院長も大変申しわけなかったと。院長としてきちんと謝ったという状況です。

それと、当然委員のお目に入らない点でもかなりの部分でいろんなご指摘も受けております

ので、それはその担当、私も含めてですけれども、特に医療スタッフ含めてきちんと対応できる面については全部きちんと対応している状況でございます。当然厳しい指摘をいろんなところからしていただいて、私どももやはり目の届かないところも十分あると思いますので、そういったことについては、お気づきのところがあったらぜひご一報いただければありがたいということで先ほど答えさせていただいたと。

そして、1つはやはり患者をどうやって取り戻すのか。言い方あれですけれども、やはりうちに来てもらわないことには経営はよくなる。そのために何をするか。そしたらやはりお医者さんに来てもらう。お医者さんに来てもらうためには何をすればいいのか。そういったお医者さんに来てもらえるだけの、1つは新たなお医者さんとしてここに来たときに、いつ、ではどういう医療を提供してほしいのだろうか。それに自分の考えが賛同して来てくれるお医者さんに来ていただくと。自分は高度医療をやりたいというお医者さんは、それは東京でも札幌でも大都市でやってくださいと。ただ、うちは地域医療をこういうふうに考えていますので、こういうことに賛同して来ていただきたいと。そのためにはこういう条件も医療のスタッフを含めて、こういう形できちんと整えていきますからぜひ来てください。それをやらないことには、患者に来ていただくことにはつながっていかない。やはり患者の気持ちをわかってもらって、やはりこの地域性も含めて、その辺を理解してもらってきちんと温かい医療を提供できるようにしていかなければ、うちはいつまでたってもだめな病院だなど、これはずっと言われ続けていこうというふうに考えていますし、そのことは院長にも申し上げていますし、病院の運営会議の中でもこういう問題指摘受けているよと、これはみんなで考えていこうと。こういうことできちんとやらせていただいております。そういうことを着実にやっていくしか、今方法はないのかなと。劇的な、これをやったから全部ぱっと病院の経営は改善しますと。これは多分はないだろうと。だからやれるところはやはり1つずつやっていこうという形で、今頑張っているところでもあります。そういった意味では応援をしていただければありがたいと思います。

委員長（及川 保君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成22年度白老町国民健康保険病院事業決算の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

委員長（及川保君） 全員賛成。

よって、認定第3号は、認定すべきものと決定しました。

報告第1号 平成22年度白老町各会計歳入歳出決算に関する付属書類の提出について

報告第2号 平成22年度白老町水道事業会計決算に関する付属書類の提出について

報告第3号 平成22年度白老町国民健康保険病院事業決算に関する付属書類の提出について

委員長（及川 保君） 次に、報告第1号 平成22年度白老町各会計歳入歳出決算に関する付属書類の提出について、報告第2号 平成22年度白老町水道事業会計決算に関する付属書類の提出について、報告第3号 平成22年度白老町国民健康保険病院事業決算に関する付属書類の提出について、以上3件を一括議題に供します。本件に対する質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第1号、報告第2号及び報告第3号は、報告済みとすべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号 報告第2号及び報告第3号は、報告済みとすべきものと決定しました。

審査結果報告書作成の議決

委員長（及川 保君） 以上をもちまして、本特別委員会に付託されたすべての議案の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

閉会の宣告

委員長（及川 保君） これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午前11時57分）